

被相続人の死亡



相続財産法人の成立



相続財産清算人の選任



相続財産清算人  
選任の公告  
相続人搜索の公告  
公告期間 6ヶ月以上



相続債権者・  
受遺者への  
請求申出の公告  
公告期間 2ヶ月以上



相続人不存在の確定



特別縁故者への相続財産の分与

相続財産清算人選任・相続人搜索の公告満了後3ヶ月以内に請求



残余財産の国庫への帰属